

該当組織	委員	所属	氏名
1号	委員	福岡教育大学	大田 富雄
1号	委員	宗像医師会	一木 貞徳
1号	委員	学校医師会	樋口 貴文
1号	委員	県立養護学校	石橋 綾子
2号	委員	中学校長代表	田中 雅子
2号	委員	小学校長代表	坂田 紳一
2号	委員	小学校長代表	塩川 享
2号	委員	小学校長代表	塩川 重信
3号	委員	特別支援学級担任代表(小)	森田 啓子
3号	委員	特別支援学級担任代表(中)	真武 邦代
4号	委員	主幹指導主事	脇田 哲郎
4号	委員	指導主事	江崎 美那子
3号	委員	通級指導教室担当(小)	原田 ひとみ
3号	委員	通級指導教室担当(中)	古賀 一九子
5号	委員	健康福祉部発達支援センター	西川 美樹
5号	委員	宗像市障害児通園施設のぞみ園	新塘 元哉
5号	委員	特別支援教育指導員	白磯 祐馬

任期：平成20年7月1日～平成21年5月30日

# ○宗像市就学指導委員会規則

平成17年3月25日  
教育委員会規則第4号

## (趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市就学指導委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 宗像市立学校の校長の代表
- (3) 宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表
- (4) 指導主事
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(平18教委規則3・平19教委規則3・一部改正)

## (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の場合は、教育長が委員会を招集できるものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(平19教委規則6・一部改正)

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年12月26日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。